

失業等の場合の減免判定モデル例（令和3年度）

夫婦（各45歳）・子（14歳）世帯、持ち家の場合

		令和2年		令和3年	
		夫（会社員）	妻（パート）	夫（6月末解雇）	妻（パート）
給	収入	4,800,000円	960,000円	2,400,000円	960,000円
与	所得 ¹	3,300,000円	310,000円	1,600,000円	410,000円

1 下記で使用。給与所得は、収入（支払い額）から給与所得控除をした後の額です。

失業等の事由の確認

会社事業縮小による解雇（失業保険なし）

見込所得額の割合（70%以下）

$$\frac{\text{令和3年分（夫：1,600,000円 + 妻：410,000円）}}{\text{令和2年分（夫：3,300,000円 + 妻：310,000円）}} \times 100 = 55\%$$

見込所得額と基準生活費の比率（140%以下）

$$\frac{\text{見込所得額 2,010,000円}}{\text{基準生活費 2,228,680円}} \times 100 = 90\%$$

上記の判定の結果、
、
、
全ての要件に該当するため、減免となります。

問い合わせ：国保年金課 賦課・年金班 042 769 8296